賃借 人の 居住 .の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制

等に関する法律案要綱

第一 目的

この 法 律 は、 賃貸住宅 の家賃等に 係る債 権 \mathcal{O} 取 <u>\(\frac{1}{\text{L}} \)</u> 一てに関 L て不当な行為が発生する等の家賃 の支払 に 関

連す ,る賃: 借 人の 居 住をめぐる状 況 に か んが み、 賃 借 人の 居 住 \mathcal{O} 安定 \mathcal{O} 確 保 を図 る ため、 家 賃 債 務 保 証 業 を

営む 者及び家賃等弁済情報提供事業を営む者につい て登録 制度を実施し、 これらの事 · 業 に 対 L 必 要な 規 制

を行 V \ 家賃債 務保証業者及び家賃等弁済情 E報提供 事 業者 の業務 \mathcal{O} 適 正 な 運営を確保するとともに、 家賃

等弁済 清 報 \mathcal{O} 適 正 な 取 扱 1 に 関 L 必 要な事 項 を定め、 あ わ せ て賃貸住宅 の家賃等に係 いる債権 0 取 立て に関

する不当な行為 を 規制 し、 Ł 0 て 国 民生活 \mathcal{O} 安定に寄与することを目的とする。 第

条関

係

第二 定義

ک 0) 法 律に お 7 7 「賃貸住宅」とは、 賃貸の用に供する住宅 (人の居住の用に供する建築物又は建築

物の部分をいう。)をいうものとすること。

この 法 律に お į١ て 「賃借人」 とは、 賃貸住宅 この賃借・ 人 (法人及び当該賃貸住宅を転貸する事 業を行う

個人を除く。)をいうものとすること。

この法律において「家賃債務保証業」とは、 賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債

務 (以下「家賃債務」という。)を保証することを業として行うことをいうものとすること。 ただし、

次に掲げる者が行うものを除くこととすること。

1 国又は地方公共団体

2 債務の保証を業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者その他のその業務が賃借人の居住

の安定の確保に支障を生ずることがないと認められる者として政令で定めるもの

兀 この法律にお いて 「家賃債務保証業者」とは、 国土交通大臣の登録を受けて家賃債務保証業を営む者

をいうものとすること。

五. この法律において「保証委託契約」とは、家賃債務保証業者が賃借人と締結する契約であって、 当該

家賃債務保証業者が当該賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とするも

のをいうものとすること。

六 この法律において「保証契約」 とは、 家賃債務保証業者が賃借人の委託を受けて賃貸人と締結する契

約であって、 当該家賃債務保証業者が当該賃借人の家賃債務を保証することを内容とするものをいうも

のとすること。

七 この 法 律にお いて 「被保証賃借人」とは、 保証委託契約を締結した賃借人をいうものとすること。

八 この 法 律に お į١ て 求 償債権等」 とは、 保証契: 、約に基づき有することとなる求 償権 に基づく債権 若し

< 、は保 証 債務 \mathcal{O} 弁済により 保証契約 の相手方である賃貸人に代位して取得する債権又はこれらに係る保

証債務に係る債権をいうものとすること。

九 この法 は律にお いて 「家賃等弁済情報」とは、 家賃債務又は家賃債務の保証に係る債務 (当該保証 に係

る求賞 権 に基づく債権 に係る債務を含む。) の過去 の弁済に関する情報をいうものとすること。

+ この 法律において「本人」とは、 家賃等弁済情報によって識別され る特定の個人をいうものとするこ

<u>ل</u> -

この法律において 「家賃等弁済情報提供事業」 とは、 家賃等弁済情報を収集し、 本人を賃借人若し

くは保 証 人 **(**法 人及び家賃債務を保証することを業として行う個人を除く。)とする賃貸住宅の賃貸借

契約 又は 本人の家賃債務を保証することを内容とする契約 (以 下 「家賃関連契約」という。 を締結し

ようとする者(これらの者の委託を受けて、 家賃関連契約の締結に先立つ本人に関する審査をこれらの

者に代わって行う者がいるときは、その者) に提供する事業をいうものとすること。ただし、 家賃等弁

済情報を人的関係、 資本関係その 他の関係において密接な関係を有する特定の者との間で共同 して利用

す るため に行う事業として政令で定めるものを除くこととすること。

この 法律 において 「家賃等弁済情 報提供事業者」とは、 国土交通大臣の登録を受けて家賃等弁済情

報提供事業を営む者をいうものとすること。

(第二条関係)

第三 家賃債務保証業

家賃債務保証業を営もうとする者は、 国土交通大臣の登録を受けなければならないもの等とすること。

第三条関係)

家賃債務保証業者の登録手続、 登録拒否要件等、 所要の規定を設けるものとすること。

(第四条から第十条まで関係)

三 家賃債務保証業者は、 自己の名義をもって、 他人に家賃債務保証業を営ませてはならないものとする

こと。

(第十一条関係)

家賃債務保証業者は、 被保証賃借人その他の者の権利利益を侵害することがないよう、 適正にその業

務を行わなければならないものとすること。

(第十二条関係)

五. 家賃: 債 務保 証業者 は、 国土交通省令で定めるところにより、 家賃債務保証 業の業務に従事する使用人

そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 他 \mathcal{O} 従業者に、 その 従業者であることを証する証明書を携帯させなけれ ば、 その者をその 業務 に従

事させてはならないもの等とすること。

(第十三条関係)

六 家賃債務保証業者は、 暴力団員等をその業務に従事させ、 又はその業務の補助者として使用してはな

らないものとすること。

七

(第十四条関係)

家賃: 債 務保 証業者は、 保証 委託 契約 の締結に ついて勧誘をするに際 し、 又は保証 証 委 紅契約 \mathcal{O} 申 込 みの

撤 回若しくは 解除 いを妨げ るため、 被保 証 賃借人又は その保証人 (被保) 証賃借人又はそ の保 証 人となろう

とする者を含む。)に対し、 虚偽のことを告げ、 又は保証委託契約の内容のうち重要な事項を告げない

行為をしてはならないものとすること。

(第十五条関係)

八 家賃: 債 務保 証 業者 は、 その家賃 債務保 証 業の業務に関 して広告をするときは、 保証 の条件 について、

著 し く 事 実に相対 違する表示をし、 又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示

をしてはならないものとすること。

(第十六条関係)

九 家賃債務保証業者は、 保証委託契約において、 保証債務の弁済により有することとなる求償権 に基づ

き、 被 保 証賃借 人又はその保証 人が支払うべき損害賠償 \mathcal{O} 額を予定し、 又は 違約金を定める条項で あっ

て、 消 費 者契 約 法 留第九 条 (第二号に係る部分に限 る。 0) 規定によりその一 部が 無効となるも \mathcal{O} を定め

てはならないものとすること。

(第十七条関係)

+ 家賃債務保 証業者は、 保証委託契約を締結しようとする場合及び保証委託契約を締結した場合には、

玉 土交通 省令 内閣 府令で定めるところにより、 家賃債務保証業者の商号、 名称又は氏 名及び住所、 保

証 期 間 保証 金 一額等、 に つ 7 てその 内容を明らかにする書 面 をその相手方に交付しな け れ ば な 5 な 1 もの

とすること。

(第十八条及び第十九条関係)

十 一 家賃債務保証業者は、 被保証賃借人又はその保証人(以下 「被保証賃借人等」という。) に 対 Ļ

支払を催告するために書面又はこれに代わる電磁 的記録 (電子的方式、 磁気的方式その他 人の 知覚 によ

0 て は 認 識することができない方式で作ら れ る 記 記録であ つて、 電 子計算 機による情 報 処 理 0 用 に供 つされ

るも のとして国土交通省令・内閣府令で定めるもの をいう。 を送付するときは、 国土交通省令 内 閣

府令で定めるところにより、 家賃債務保証業者の商号、 名称又は氏名及び住所並びに電話番号、 当該書

面 .又は電磁的記録を送付する者の氏名等を記載し、 又は記録しなければならないものとすること。

(第二十条関係)

家賃 債務保証 業者は、 国土交通省令 内閣府令で定めるところにより、 その営業所又は 事 務

に、 その 業務 に関する帳 簿を備え付 け、 被保証賃借人ごとに保 証 契約につい て契約年月日、 保 証 期 間

当該保証 契約に基づき弁済した金額その他国土交通省令・内閣府令で定める事項を記 載し、 これを保存

L なけ ればならないものとするとともに、 被保証賃借人等から閲覧又は謄写 の請求を受けたときは、 当

該請求を拒むことができないものとすること。

(第二十一条及び第二十二条関係)

家賃 債務 保 証 業者 は、 その営 業所 又は 事務所ごとに、その公衆の見やすい 場所に、 国土交通 省 令で

定める様式の標識を掲げなければならないものとすること。

(第二十三条関係)

十四四 家賃債務保証 業者は、 求償債権等を他人に譲渡するに当たっては、 その者に対し、 当該求償債 権 等

が 保 証 契 介約に基づ づいて発生したことその他国土交通省令で定める事 項並 び にその者が . 当該: 求 償 債権 等に

関 してする行為について不当な取立て行為の規制等の適 用がある旨を、 国土交通省令で定める方法によ

り、通知しなければならないものとすること。

(第二十四条第一項関係)

十 五 家賃債務保証業者は、 求償債権等の譲渡又は求償債権等の取立ての委託 (以下「求償債権譲 渡 等

という。)をしようとする場合において、 その相手方が暴力団員等であることを知り、 若しくはあると

疑うに足 り る相 当な理・ 由 があると認めるとき、 又は . 当 該. 求 償債 権 譲 散渡 等 の後暴力団員等が当該 求償 債権

等 に つい て求賞 債権 譲 渡等を受けることを知り、 若しくは受けると疑うに足りる相当な理 由 が あると認

8) るときは、 当該求償債権譲渡等をしてはならないものとすること。

(第二十四条第四項関

係)

十六 家賃債務保証業者に関し、 業務改善命令、 監督上の処分、 登録の取消し、 登録の抹消、 監督処分等

公告、 報告徴収及び立入検査、 登録の失効等に伴う業務の結了等、 所要の監督規定を設け るものとす

ること。

 \mathcal{O}

(第二十五条から第三十二条まで関係)

第四 家賃等弁済情報提供事業

家賃等弁済情報提供事業を営もうとする者は、 国土交通大臣の登録を受けなければならないもの等と

すること。

(第三十三条関係)

家賃等弁済情報提供事業者の登 録手続、 登録拒否要件等、 所要の規定を設けるものとすること。

(第三十四条から第四十条まで関係)

 \equiv 家賃等弁済情報提供事業者は、 自己の名義をもって、 他人に家賃等弁済情報提供事業を営ませてはな

らないものとすること。

(第四十一条関係)

兀 家賃等 弁済: 情 報提供 事 業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 家賃等弁済情報提 供 事 業 に 係る

次に掲げ げ る事 項 なに関す る業務に 規程を定 め、 家賃等弁済情 報提供 事 業の 開 始 前 に、 玉 土交通大臣に届 け 出

なければならないものとすること。

1 収 集及び提供する家賃等弁済情報の内容その他の家賃等弁済情報提供事 業の実施方法に関する 事項

2 家賃 等弁済 情 報 \mathcal{O} 収 集に 関す うる契約 (以 下 「家賃等弁 済情 報 収 集契: 約 という。 及び家賃等 弁済

情 報 \mathcal{O} 提供 に 関す Ź 契約 (以 下 「家賃等 弁 済 情 報提供 、契約」 とい う。 0 内 容に関 す る事 項

3 家賃等弁済情報 \mathcal{O} 漏えい、 滅失又は毀 損 の防止 その他 の家賃等弁済情報の安全管理に関する事項

4 家賃等弁済情報の正確性の確保に関する事項

5 家賃 (等弁 済 情 報 提 供 事 業 \mathcal{O} 部を他 の者に委託する場合には、 委託する家賃等弁済情報提供 事 ·業 の

内容及びその委託先に関する事項

6 苦情の処理に関する事項

7 その 他家賃等弁済情報 提供事業の実施に必要な事項として国土交通省令で定める事

(第四十二条関係)

項

五. 家賃等 弁済 情 E報提供 事 業者 は、 本人か 5 直接家賃等弁済情報を取得する場 合を除る くほ か 情 報 提 供業

者 **当** 該 家賃等 弁済 情 報 提 供 事 業 者 が 家 賃等 弁 済 情 報 収 集 /契約· を 締結 L た 相 手力を 1 う。 以下 同

以 外 で の 者 から家賃等弁済情報を収集 Ĺ 又は情況 報 利用業者 (当該家賃等弁済情報提供 い事業者 が家賃等弁

済 情 報提 供契約 を締結 した相手方をいう。 以下同じ。 以外の者に対して家賃等弁済情 報を提供 しては

ならないものとすること

六

(第四十三条第一項関係

家賃等 弁済 情 報 提 供 事 業 者 は 情報 提 供業者 又 は 情 報 利 用業者 に っつい て、 家賃等 弁 済 情 報 \mathcal{O} 提 供 又は

利 用 に関 してこの法律 こその 他 の法 令 0) 規定に違 反する重大な事実があることを知ったときは 当該 情 報

提 供 業者 又は 情 報利用業者が 同 様 \mathcal{O} 事 実 0 再発 の防 止 のた め必要な措置をとるまで 0) 間、 当 該 情 報 提 供

業者 カン ら家賃等 治弁済情! 報を収集し、 又は当該情 報利用業者に家賃等弁済情 報を提供 L っては、 な 5 な 7 も の

とすること。

(第四十三条第二項関係

七 家賃等弁済情報提供事業者は、 情報利用業者から家賃等弁済情報の提供を依頼された場合には、 当該

依 頼に係る本人に関し保有するすべての家賃等弁済情報を提供しなければならないものとすること。

(第四十四条関係)

八 家賃等弁済情報提供事業者は、 本人から、 当該. 本人に係る家賃等弁済情報 \mathcal{O} 開 示 (当該: 本 人 人に係 る家

賃等弁済 情報 が 存在しないときにその旨を知らせることを含む。 以下八において同じ。 を求 めら れた

ときは、 本人に対し、 国土交通省令で定める方法により、 遅滞なく、 当該家賃等弁済情報 0 開 示を しな

ければならないもの等とすること。

(第四十五条関係)

家賃等 弁済 情 :報提: 供 事業者は、 情報提供業者及び情報利用業者の名簿を公衆の縦覧に 供供 L な け れ ばな

らないものとすること。

九

(第四十六条関係)

+ 家賃等弁済情報提供事業者は、 国土交通省令で定めるところにより、 家賃等弁済情報提供 事 業に . 関す

る記録を作成 Ĺ 保存 しなければならないものとすること。

(第四十七条関係)

<u>+</u> 家賃 等弁済情報提 供事 業者、 家賃等 弁済情! 報提供事 業者の役員等は、 正当な理 由 が あ る場合でなけ

れ ば、 その 業務・ 上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、 又は盗用してはならない ŧ のと

すること。

(第四十八条関係)

家賃等弁済情報提供事業者が行う家賃等弁済情報提供事業、 情報提供業者が家賃等弁済情報提 供事

業者に対して行う家賃等弁済情報の提供、 情報利用業者が家賃等弁済情報提供事業者から提供を受けて

行う家賃等弁済情報 の利 用につい ては、 個 [人情] 報 の保護に 関する法律の規定は適用しないこと等とする

こと

(第四十九条関係)

家賃等弁済情報提供事業者に関し、 業務改善命令、 監督上の処分、 登録の取消し、 登録 の抹消、 監

督処分等の公告、 報告徴収及び立入検査等、 所要の監督規定を設けるものとすること。

(第五十条から第五十六条まで関係)

十 匹 情報提供業者は、 家賃等弁済情報提供事業者に家賃等弁済情 報を提供する場合に は、 あ 5 か じ め、

国 「土交通省令で定めるところにより、 当該家賃等弁済情報に係る本人から、 次に掲げる同意を得なけれ

ばならないもの等とすること。

- 1 本人に関する家賃等弁済情報を当該家賃等弁済情報提供事 業者 に提供することについての同意
- 2 提供に係る家賃等弁済情報の内容及びその提供の方法につ いての同意

意

(第五 + 七 条関 係

十 五 情 報利用業者は、 家賃等弁済情報提供 事業者に家賃等弁済情 報の提供の 依頼をする場合には、 あら

か じ め、 当該 家賃等 弁 済情 報 に係 る本 人 か 5, 当該 依頼 をすること及び 当該 依 頼 に 基づ うき提 供 を受けた

家賃等

弁

済情

報

を家賃

関

連

契約

0

締

結

に先立つ本

人の

過

去

0

債務

 \mathcal{O}

弁済

の状

況に関す

る調

査

 \mathcal{O}

目

的

に

利

用 することに つ 7 ての 同意を得なけ ればならない ものとすること。 この場合において、 情 報 利 用業 者は

本人に、 本人は当該 同 意に先立って当該家賃等弁 済情報に ついて当該家賃等 弁済情 報 提供 事 業者 に開示

を 請 求することができること及びその請 求 . О 方法を告知 しなけ れば ならない ものとすること。

(第五十八条関係)

十六 情報提供業者又は情報利用業者は、 それぞれ、 家賃等弁済情報収集契約又は家賃等弁済 情 報 提 供契

約 \mathcal{O} 相手方である家賃等弁済情報提供事業者の商号又は名称を公表しなければならない ものとすること。

(第五十九条関係)

十七 情 報 利]用業者、 情報利用業者の役員等は、 家賃等弁済情報提供事 業者 から提供を受けた家賃等 弁済

情報を十三に規定する調査以外の目的に利用し、 又は第三者に提供してはならないものとすること。

(第六十条関係)

第五 家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の規制

家賃 債務保証業者その他 の 家賃債 務を保 証することを業として行う者若しくは賃貸住宅を賃貸する事業

を行う者若しくはこれら の者の家賃関連債 権 (家賃債務に係る債権 家賃債務 0 保 証により有することと

なる求償権に基づく債権若しくは家賃債務の弁済により賃貸人に代位して取得する債権又はこれらに係る

保 証債務に係る債権をいう。 以下同じ。)を譲り受けた者又はこれらの者から家賃関連債権 の取立てを受

託 L た者 は、 家賃関 連債 権 0 取立てをするに当たって、 面会、 文書 の送付、 は り紙、 電話、 をか けることそ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} V カゝ なる方法をも ってするかを問 わず人を威迫し、 又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しく

は 業務の平穏を害するような言動をしてはならないものとすること。

賃貸住宅の出入口の戸の施錠装置の交換又は当該施錠装置の解錠ができないようにするための器具の

取 付けその 他 \mathcal{O} 方法により、 賃借人が当該賃貸住宅に立ち入ることができない状態とすること。

賃貸住 宅から衣類、 寝具、 家具、 電気機械器具その他 の物品を持ち出し、 及び保管すること (当該物

品を持ち出す際に、 賃借人又はその同居人から同意を得た場合を除く。)。

三 社会通念に照らし不適当と認められる時間帯として国土交通省令・内閣府令で定める時間帯に、 当該

時 間帯 以外の時間帯に連絡することが困難な事情その他の正当な理由がある場合を除き、 賃借人若 しく

は 保証 一人を訪り 問 Ļ 又は 賃借人若しくは 保証 人に電話を か けて、 当該賃 借 人又は 保 証 人か 5 訪問 又は

電 配話を か けることを拒まれたにもかかわらず、 その後当 該時間帯に連続して、 訪問 し 又は 電 話をか ける

こと

几 賃借人又は保証人に対し、 から三のいずれか (保証人にあっては、 \equiv に掲げる言動をすることを

告げること。

(第六十一条関係)

第六 雑則

国及び地方公共団体は、 住宅に困窮する低額所得者であって家賃債務保証業者から保証委託契約の締

結を拒まれたために賃貸住宅への入居が困難となった者の居住の安定を図るため、 他の家賃債務保証業

者又は 保 証委 託 契約 の締結を賃貸 の条件としない賃貸住宅 に関する る情 報 の提供、 公営住宅 (公営住宅法

第二条第二号に規定する公営住宅をいう。) その 他の公的賃貸住宅への入居等必要な措置を講ずるよう

努めるものとすること。

(第六十二条関係)

国及び地方公共団体は、 家賃関連債権の違法又は不当な取立て行為に関し、 情報の収集及び提供並び

に賃借人その他 の者が相談又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備に努めるものとする

こと。

(第六十三条関

(係)

三 その他所要の規定を設けるものとすること。

(第六十四条から第七十条まで関係)

罰則に

第七

罰則

『則について所要の規定を設けるものとすること。

(第七十一条から第八十一条まで関係)

第八 附則

この 法律は、 公布の日から起算して一年を超えない 範囲内にお いて政令で定める日 こから施る 紀行する? もの

とすること。

(附則第一条関係)

この法律の施行の状況について検討規定を設けるほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置につい

て規定するとともに、 関係法律の一 部を改正するものとすること。 (附則第二条から附則第六条関係)